

# 鶴岡市6次産業化ファーストステップ推進事業補助金交付要綱

平成27年4月1日

鶴岡市告示第255号

改正 平成28年3月28日告示第74号

改正 平成30年3月30日告示第90号

改正 平成31年3月29日告示第139号

改正 令和2年8月5日告示第602号の3

改正 令和3年3月31日告示第134号

改正 令和4年3月31日告示第180号

## (目的及び交付)

第1条 市長は、6次産業化等の取組を推進することにより、本市の農林水産業の活性化を図るため、他の農業組織等へ波及性のある先導的な6次産業化等に取り組む農業組織等に対し、鶴岡市補助金等に関する規則（平成17年鶴岡市規則第56号。以下「規則」という。）及びこの告示の定めるところにより、予算の範囲内で補助金を交付する。

## (補助対象事業)

第2条 補助の対象となる事業は、市内の農林漁業者又は農林漁業者が主体となる団体（規約、組織規程、経理規定、組織構成等の組織運営に関する定めがあること。）が実施する次に掲げる事業とし、別に定める審査会の審査を経て決定する。ただし、過去に本事業による補助金の交付を受けた者、他の同種の補助金等の交付を受ける事業、次条に規定する補助対象経費が視察研修等旅費、講習会参加料、会議費、調査費及び備品購入費のみである事業又は採択年度の3月31日までに完了しない事業は、補助の対象としない。

(1) 鶴岡産の農林水産物を活用し、農林水産業の6次産業化等に取り組む事業（農林水産物の加工品の開発およびPR、新商品のパッケージ作成等）

(2) グリーン・ツーリズム等に関する事業（体験型メニューの開発、PR等）

## (補助対象経費及び補助金の額)

第3条 補助の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）及び補助金の額は、別表のとおりとし、100円未満の端数があるときはその端数を切り捨てる。

2 前項の補助金の額は、15万円を限度とする。

## (応募)

第4条 事業実施主体は、市が定める募集期間において、規則第3条で定める書類のほか、事業実施企画書（様式第1号）を市長に提出するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、災害等不測の事態に起因する事業の場合は、募集期間外においても申請できるものとする。

(指導・助言)

第5条 市は、地域の実情に即し、事業の効果的な推進が図られるよう、関係機関の協力を求めながら、補助対象者に対して、必要な指導及び助言を行うことができるものとする。

(実績報告)

第6条 実績報告の提出期限は、事業完了の日から起算して30日を経過する日又は採択年度の翌年度4月14日のいずれか早い日とし、添付すべき書類は、規則第13条に定めるもののほか、事業実績書（様式第2号）とする。

(軽微な変更)

第7条 規則第7条に規定する軽微な変更は、補助対象経費の合計額の30パーセント以内の増減及び事業計画における完了日の変更とする。ただし、完了日は、採択年度の3月31日以前の日への変更に限る。

(支払い)

第8条 補助金は、交付すべき補助金の額が確定した後に支払うものとする。

(補助事業関連書類の備付等)

第9条 事業実施主体は、規則第18条に係る書類のほか、補助事業に係る証拠書類等について、事業終了年度の翌年度から起算して5年間保管しなければならない。

(その他)

第10条 その他

この告示に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

#### 附 則

この告示は、平成27年4月1日から施行する。

#### 附 則

この告示は、平成28年4月1日から施行する。

#### 附 則

この告示は、平成30年4月1日から施行する。

#### 附 則

この告示は、平成31年4月1日から施行する。

#### 附 則

この告示は、令和2年8月5日から施行する。

## 附 則

この告示は、令和3年4月1日から施行する。

## 附 則

この告示は、令和4年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

補助対象経費		補助金の額	
区分	説明	補助率	補助限度額
(1) 報償費	講師謝金等	3分の2以内	
(2) 旅費	講師等旅費	3分の2以内	
	視察研修等旅費	2分の1以内	1人当たり 25,000円
(3) 需用費	消耗品費、燃料費、印刷製本費	3分の2以内	
(4) 役務費	通信運搬費、手数料		
(5) 委託料	成分等調査（本事業において加工の取組を伴う場合に限る）、加工等の委託料		
(6) 使用料及び賃借料	会議用会場、物品等の使用料及び賃借料		
(7) 原材料費	事業実施主体又はその構成員が自ら供するものを除く。		
(8) 備品購入費	事務用備品、加工用備品等		50,000円
(9) 負担金	会議負担金、講習会参加料等	2分の1以内	

※インターネットでのホームページ開設等に対する費用は、対象外とする。